

第46号議案

文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年6月1日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第十二号

文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

付則第一項に見出しつとして「（施行期日）」を付し、付則第二項に見出しつとして「（経過措置）」を付し、付則に次の二項を加える。

（令和二年度における小中学校の学期及び休業日の特例）

3 第二条の二の規定にかかわらず、令和二年度における小中学校の学期は、次のとおりとする。

第一学期 四月一日から八月二十三日まで

第二学期 八月二十四日から十二月三十一日まで

第三学期 一月一日から三月三十一日まで

4 第三条第一項の規定にかかわらず、令和二年度における小中学校の休業日は、次のとおりとする。

一 夏季休業日 八月一日から八月二十三日まで

二 冬季休業日 十二月二十六日から一月七日まで

三 春季休業日 三月二十六日から四月五日まで

四 開校記念日

五 その他委員会が定める日

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年教育委員会規則第八号）新旧対照表

	改正後（案）	現行
(学期)	(学期)	(学期)
第二条の二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号。以下「施行令」という。）第二十九条の規定により文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が定める学期は、次のとおりとする。	第二条の二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号。以下「施行令」という。）第二十九条の規定により文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が定める学期は、次のとおりとする。	第二条の二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号。以下「施行令」という。）第二十九条の規定により文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が定める学期は、次のとおりとする。
第一学期 四月一日から八月三十一日まで	第一学期 四月一日から八月三十一日まで	第一学期 四月一日から八月三十一日まで
第二学期 九月一日から十二月三十一日まで	第二学期 九月一日から十二月三十一日まで	第二学期 九月一日から十二月三十一日まで
第三学期 一月一日から三月三十一日まで	第三学期 一月一日から三月三十一日まで	第三学期 一月一日から三月三十一日まで
(休業日)	(休業日)	(休業日)
第三条 施行令第二十九条の規定により委員会が定める休業日は、次のとおりとする。	第三条 施行令第二十九条の規定により委員会が定める休業日は、次のとおりとする。	第三条 施行令第二十九条の規定により委員会が定める休業日は、次のとおりとする。
一 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで	一 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで	一 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで
二 冬季休業日 十二月二十六日から一月七日まで	二 冬季休業日 十二月二十六日から一月七日まで	二 冬季休業日 十二月二十六日から一月七日まで
三 春季休業日 三月二十六日から四月五日まで	三 春季休業日 三月二十六日から四月五日まで	三 春季休業日 三月二十六日から四月五日まで
四 開校記念日	四 開校記念日	四 開校記念日
五 都民の日条例（昭和二十七年東京都条例第七十五号）の規定する日	五 都民の日条例（昭和二十七年東京都条例第七十五号）の規定する日	五 都民の日条例（昭和二十七年東京都条例第七十五号）の規定する日
六 その他委員会が定める日	六 その他委員会が定める日	六 その他委員会が定める日
2 休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長	2 休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長	2 休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長

は、委員会の許可を受ければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもつて足りるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十三年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則第八条に規定する教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任又は進路指導主任の職務に相当する職務を現に校務分掌として校長により命ぜられている者は、昭和五十四年三月三十一日までの間、この規則第七条の規定による教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任又は進路指導主任に命ぜられたものとみなす。

(令和二年度における小中学校の学期及び休業日の特例)

3 第二条の二の規定にかかわらず、令和二年度における小中学校の学期は、次のとおりとする。

第一学期 四月一日から八月二十三日まで

第二学期 八月二十四日から十二月三十一日まで

第三学期 一月一日から三月三十一日まで

4 第三条第一項の規定にかかるわらず、令和二年度における小中学校の休

は、委員会の許可を受ければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもつて足りるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十三年十月一日から施行する。

2 この規則施行の際、この規則第八条に規定する教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任又は進路指導主任の職務に相当する職務を現に校務分掌として校長により命ぜられている者は、昭和五十四年三月三十一日までの間、この規則第七条の規定による教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任又は進路指導主任に命ぜられたものとみなす。

業日は、次のとおりとする。

一 夏季休業日 八月一日から八月二十三日まで

二 冬季休業日 十二月二十六日から一月七日まで

三 春季休業日 三月二十六日から四月五日まで

四 開校記念日

五 その他委員会が定める日

付 則（令和2年●月●日文教委規則第●号）

この規則は、公布の日から施行する。

